

第四次行財政改革実行プラン

平成28年3月 福 井 県

目次

策定の趣旨	1
I 人材改革	
方針 1: 職員の挑戦・活躍支援	5
方針 2: 若手・中堅を伸ばす人材育成	7
方針 3: 多様な人材の採用	9
II 業務改革	
方針 4: 大学や市町との連携強化	13
方針 5: 県民視点に立った行政サービス向上	15
方針 6: 仕事の進め方の改善	17
III 組織・財政改革	
方針 7: 行政体制の整備	21
方針 8: 適正な定員管理	22
方針 9: 県有資産のマネジメント強化	23
方針 10: 健全財政の堅持	24

策定の趣旨

1 行財政改革の目的

平成7年度に行財政改革大綱を策定して以来、事業見直しや業務のアウトソーシング、電気事業売却、公社解散等により、組織のスリム化、職員数の削減、健全な財政運営を推進してきました。

その結果、平成27年度の職員数[※]は、平成7年度と比較して約25%減の2,786人となり、全国最少水準となっています。県債残高、基金残高は収支計画目標を上回り、将来負担比率は全国中位以上となっています。 ※一般行政部門の職員数

しかし今後も、福井国体の開催、北陸新幹線敦賀開業や中部縦貫自動車道の整備、人口減少対策など、集中する行財政需要に適切に対応する必要があります。また、これらのことを本県の発信力を高める好機と捉え、質の高い政策を実現していく必要があります。

これまでの成果を活かしながら、継続して行財政改革を進めるため、新たな指針を策定します。

2 行財政改革の基本的な考え方

健全で効率的な行財政運営を堅持するとともに、立地条件が向上する新たな段階を活かし、従来の発想や枠組みを超えて、福井の良さを伸ばす施策を実現していくため、その原動力となる職員一人ひとりの「人材力」の向上を第1の柱に、3つの改革と10の方針により、行財政改革を推進します。

I 人材改革

職員自身が互いによく勉強し、業務の習熟度や専門性を高めるとともに、多様な発想を持つ、突破力のある人材となるため、新たな仕組みを取り入れ、「人材力」を向上します。

II 業務改革

大学や市町と力を合わせ、共通課題に対して政策を進めるとともに、ICT技術の活用や人のつながりを活かした最新情報の収集・発信等により、県民の視点に立った行政サービスや新政策を推進します。

III 組織・財政改革

限られた人員、予算を再配分し、全国最少水準にある職員数や健全財政を維持しながら、福井の良さを活かす政策に資源(職員、予算)を投入します。

3 第四次行財政改革実行プランの推進期間

平成27年度から平成30年度までの4年間とします。

なお、これまでに策定した行財政改革実行プランに掲げた項目についても、既に実施済みのものを除き、引き続き推進していきます。

I 人材改革

方針 1 : 職員の挑戦・活躍支援 5

方針 2 : 若手・中堅を伸ばす人材育成 7

方針 3 : 多様な人材の採用 9

方針 1 : 職員の挑戦・活躍支援

意欲を活かす新たな仕組みの導入

- 人事異動に、若手職員のチャレンジを応援する庁内公募制を導入
- 部局横断の課題に新しい発想から解決方法を打ち出す若手職員の課題解決チームに、公募制を導入

◆ 人事異動における庁内公募制について

- ・新幹線用地確保、人口減少対策、防災対策など、重要課題を対象に、配属希望を公募します。
- ・庁内公募制により、県政の重要課題に挑戦したいという30代前半までの若手職員の意欲に応え、職員の適性をより一層活用します。

◆ 課題解決チームの公募制について

- ・人口減少対策や高速交通開通に備えたまちづくりなど部局を越えた課題に、30代を中心とした若い職員がアイデアを出し合い、新たな施策につなげる課題解決チームを編成します。
- ・チームへの参加希望者を公募し、職員の意欲・能力の向上、人材の発掘・育成を図ります。

女性の活躍推進

- 女性の活躍につなげる数値目標を入れた行動計画を策定
- 最寄りの庁舎で仕事ができる合同庁舎内「サテライトオフィス」の設置など、働きやすい仕組みを導入

◆ 女性活躍の推進計画について

- ・仕事と家庭の両立を図り、女性職員が持てる感性・経験を活かして活躍できる職場づくりを推進します。
- ・行動計画を策定し、女性管理職比率、女性職員の採用割合、男性職員の育児休暇取得率等の数値目標と、その実現のための実践内容を定めます。

◆ サテライトオフィスについて

- ・合同庁舎内にサテライトオフィスを整備し、遠方から本庁等に勤務する職員が通勤時間を節約し、育児等に有効活用できる環境を作ります。
- ・サテライトオフィスにおける勤務日数、業務・サービス管理、情報管理などの運用方法を定め、業務効率と働きやすさを両立します。

方針 2 : 若手・中堅を伸ばす人材育成

職員の学ぶ場の拡大

- 各年齢層に応じて先輩に学ぶ、階層別のメンター制度を導入
- 職員が互いに教え、学び合う「庁内寺子屋」制度を新設
- 職員の習熟度や専門性の向上、責任を持った業務遂行の観点から、人事異動サイクルを長期化

◆ メンター制度について

- ・20～30歳代の職員が、所属外の30～40歳代の先輩職員等から、これまでの経験や知識を学ぶメンター制度を導入します。
- ・仕事に対する意識や業務遂行力を高める機会とし、全国最少水準の職員数を維持する中で、若手職員の日も早い自立や先輩職員の人材育成能力の向上を図ります。

◆ 「庁内寺子屋」について

- ・職員の自主的な勉強会(読書会、政策研究等)を支援し、大いに議論する文化を醸成します。
- ・大学等、外部機関と共同で勉強会を開催するなど、職員の力を高める機会を増やします。

◆ 人事異動サイクルの長期化について

- ・高度化・複雑化する課題に、経験と専門知識を持って対応する観点から、30～40歳代の職員を中心に、人事異動サイクルを延ばします。
- ・課内でのグループ間異動を行うことにより、前任業務に助言できる体制を推進します。

職員研修の拡充

- 県、市町、民間企業の若手職員による合同研修会を新たに開催
- 階層別研修の増加、体験型研修の導入、英語試験の実施など、研修メニューを拡充

◆ 県、市町、民間企業の合同研修会について

- ・若手職員同士が、組織の枠を越えて学び合い、視野の拡大を図り、人的ネットワークを構築する合同研修会を開催します。
- ・同じメンバーが複数回、顔を合わせ、議論する形をとり、研修後もつながりを継続します。

◆ 新たな研修メニューについて

- ・新採用研修から30歳研修まで期間があった階層別研修への採用3年目研修の追加、宿泊を含めた永平寺の参籠体験の導入、研修時の英語試験の実施など、職員研修の内容を拡充します。

方針 3 : 多様な人材の採用

新たな採用枠の創設

- 県外企業での勤務経験者を採用する「移住・定住促進枠」を新設
- 地域おこしや海外活動、スポーツ大会等において優れた実績を有する人材を採用する行政職の特別枠を新設

◆ 「移住・定住促進枠」について

- ・県外における勤務経験を要件とする採用枠として、新たに「移住・定住促進枠」を設け、県外で福井の良さを認識し、ふるさと福井の発展のために働く意欲の高い職員を採用します。

◆ 行政職特別枠について

- ・国際貢献活動や地域おこし活動の実績、国際・全国レベルのスポーツ大会における優秀な成績等を有する人材を採用する新たな採用枠を設け、それらの実績を得る過程で培った精神力・行動力を活かし、課題解決に前向きに取り組む職員を採用します。

外部人材の活用拡大

- 新たな行政課題の解決に向けて、民間等の人材の活用を拡大
- 特定課題の研究分野において、コーディネーター等に外部人材を活用

◆ 民間等の人材の活用について

- ・交流人口の拡大や歴史遺産の活用など、新たな行政課題の解決に向けて、異なる経験や専門性、幅広い人脈を持つ民間等の人材登用を検討します。

◆ 研究分野における外部人材の活用について

- ・炭素繊維や宇宙航空、食品加工など、本県企業や試験研究機関の技術を活かす共同プロジェクトのコーディネーターに、外部人材を活用します。

(余白)

Ⅱ 業務改革

方針 4 : 大学や市町との連携強化13

方針 5 : 県民視点に立った行政サービス向上15

方針 6 : 仕事の進め方の改善17

方針 4：大学や市町との連携強化

大学と協力した政策推進

- 人口減少対策など重点施策を、大学の力を活かして推進
- 年縞研究、幸福度研究など、本県の良さを伸ばす共同プロジェクトを拡充

◆ 大学と協力した重点施策の推進について

- ・学生が集まり、地元・企業の魅力を学ぶ拠点となる「大学連携センター」を開設し、地域志向型の科目の共通開講、合同就職説明会や高校生向けの進学説明会の開催等により、県および県内大学の共通課題である県内進学・就職を推進します。
- ・県と県外大学が就職支援協定を締結し、県内企業等の情報を提供するなど、県外に進学した学生のUターンを促進します。

◆ 本県の良さを伸ばす共同研究について

- ・大学の知を活用し、世界標準の水月湖年縞、幸福度日本一など、本県の良さをより専門的に追及し、教育や観光等につなげる施策を推進します。

市町との人的交流・事務共同化

- 県と市町の人的交流の拡大に向け、新たな仕組みを導入
- 共通する重要課題の解決や住民の利便性向上のため、県・市町の協力体制を強化
- 地域活動への参画など、職員の公務外での活動を推奨し、現場への精通や人的ネットワークづくりを促進

◆ 県と市町の人的交流について

- ・これまで実績のなかった市町を含め、相互の人事交流の拡大を検討します。
- ・市町への派遣経験者等が、引き続き当該市町の相談窓口として、県事業の情報提供や関係部局との橋渡しを行うなど、市町の施策推進を支援します。

◆ 県、市町の協力体制について

- ・人口減少対策、北陸新幹線や中部縦貫自動車道の用地対策など、県・市町共通の課題に対し、一体となって業務を行う体制を整備します。
- ・福井市の中核市移行に対応し、住民の利便性や行政効率の維持・向上に向け、権限移譲にあわせた体制整備を検討します。

◆ 地域活動への参画について

- ・環境美化や観光おもてなし、文化・スポーツ、青少年健全育成、福祉など、職員の地域活動への参加を促進し、地域とのネットワーク強化や現場感覚の向上につなげます。

方針 5：県民視点に立った行政サービス向上

広報・広聴の強化

- 地域の集会等に出向いて重要施策等を直接説明する機会を拡大
- ICTを活用した情報発信や広報誌の充実により、幅広い年齢層に県政の動きを即時に広報

◆ 重点施策等の説明について

- ・地域や学校、職場等に職員が出向き、県民の方々に県施策を直接説明する「県政出前トーク」を開催します。

◆ ICTや広報誌による情報発信について

- ・フェイスブックの開設やスマートフォン向けの広報誌配信など、ICTを活かして、いつでも、どこでも県政情報にアクセスできるようにします。
- ・「県政広報ふくい」の発行回数を見直し、県政情報をより速やかに伝える親しみのある広報誌とします。

各地域・窓口でのサービス向上

- ICT技術やマイナンバー制度など、新たな仕組みを活用し、県民の利便性を向上
- 地域に関わらず、利用しやすい行政サービスの提供

◆ ICT技術やマイナンバー制度の活用について

- ・県民への健康指導、農林水産業の技術普及等を、携帯端末を使って動画や写真で行うことにより、県民への説明をより分かりやすくします。
- ・ニーズが高い公共データの公開(オープンデータ)を進め、観光、防災、安全安心の分野など、県民サービスの向上につながる民間によるアプリ開発を促進します。
- ・マイナンバー制度を活用し、市町窓口で取得する必要がある住民票、所得証明書等を、県への申請書類の添付書類から省略するなど、県民の負担を軽減します。

◆ 利用しやすい行政サービスについて

- ・嶺北の文化施設への嶺南からの無料バス運行や嶺南での出張展示等により、県民の文化施設の利用機会を拡大します。

方針 6: 仕事の進め方の改善

情報収集・発信の強化

- 国内外の最新情報を迅速に収集・分析し、部局を越えて政策立案に活用
- SNSや動画を用いて、県外出身者の視点から見る福井の魅力を発信

◆ 最新情報の収集・分析について

- ・部局を越えて、国の新施策や他自治体の先進事例、企業の動きなど、政策立案に役立つ情報を共有・活用します。
- ・福井ゆかりの著名人や各分野の第一人者等とのつながり・人脈を強化し、最新情報の収集や県からの情報発信につなげます。

◆ 魅力発信の強化について

- ・専門家や国際交流員等を活用し、歴史文化や自然、教育、子育て、働きやすさなど、県外出身者の視点から見る福井の魅力を、SNSや動画を用いて発信します。

協力・応援による業務推進

- 所属間の相互応援により、集中する業務に組織全体で対応
- 職員同士の業務の「見える化」により、組織としての業務能率を向上

◆ 所属間の相互応援について

・業務(イベント開催準備等)が集中する部署に他部署から一時的に職員配置を行うなど、応援体制を整え、職員間の業務平準化を図ります。

◆ 業務の「見える化」について

・各職員が日々の業務や今後の予定をパソコン等で共有し、各グループにおいて業務把握とスケジュール管理を徹底します。

・各グループにおいて、「業務改善リーダー」を指名し、朝の1分間ミーティングの実施、「業務集中タイム」の設定、事務事業の見直しなど、仕事の効率化に向けた提案・実践をグループ単位で推進します。

(余白)

Ⅲ 組織・財政改革

方針 7 : 行政体制の整備21

方針 8 : 適正な定員管理22

方針 9 : 県有資産のマネジメント強化23

方針 10 : 健全財政の堅持24

方針 7 : 行政体制の整備

組織をスリム化しながら現場機能を強化

- 各出先機関、研究機関の担うべき役割を踏まえ、再編を引き続き検討
- 民間の資金やノウハウの活用等による公共施設の魅力向上を検討
- 県立病院については、経営改革プランを策定し、医療高度化および経営改善を推進
- 少子化への対応や教育内容の向上のため、県立高校の再編を継続

◆ 出先機関・研究機関の見直しについて

- ・福井市の中核市移行に伴う業務移管、庁舎の老朽化など、個々の出先機関の課題に応じ、体制の見直しを検討します。
- ・研究機関については、各機関の専門領域にまたがる成長分野の研究等を強化します。

◆ 公共施設への民間活力の活用について

- ・第2恐竜博物館の整備について、アミューズメント機能の強化やサービス向上の観点から、民間活力の導入も含め、整備手法を検討します。

◆ 県立病院の医療高度化、経営改善について

- ・平成32年までの経営改革プランを策定し、急性期医療の中核として医療水準を向上するとともに、経営健全化を図ります。

◆ 県立高校の再編について

- ・奥越、若狭、坂井地区に続き、二州地区、丹南地区における高校再編について検討します。

重点分野に職員を再配置

- 全国最少水準にある現在の職員数を維持しながら、重点分野に人員を再配置
- 年度途中においても、必要に応じて異動やグループ再編を行い、仕事をスピード化

◆ 人員配置について

- ・北陸新幹線、中部縦貫自動車道の用地対策や開業に備えたまちづくり、人口減少対策などの課題に対応するため、一般行政部門については、全国最少水準にある現在の職員数を維持しながら、重点分野に人員を再配置します。
- ・平成30年の国体開催に必要な人員については、一般行政部門の職員とは別に、適正な数を配置します。
- ・一般行政部門以外の教育、警察、病院部門等の職員数については、国の法令等による配置基準を参考に、適正な定員管理を行います。

◆ 能力および実績に応じた人事管理について

- ・等級別基準職務表の条例化により、職務給の原則を徹底するとともに、仕事の成果等を適切に評価する人事評価を継続して実施し、一層の公務能率の向上を図ります。

◆ 年度途中の異動等について

- ・年度中の業務量の変化やイベント終了等に迅速に対応し、人事異動や組織見直しなど、体制整備を図ります。

方針9：県有資産のマネジメント強化

施設・跡地の有効活用

- 公共施設等総合管理計画を策定し、県有施設等の長寿命化および経費の軽減・平準化を推進
- 県有施設の用途転換、機能の複合化等を行い、施設を有効活用
- 国、市町とともに、行政の枠を越えて施設の相互活用を推進

- ◆ 公共施設等総合管理計画について
 - ・庁舎や学校等の建物、道路・橋梁・河川等のインフラ施設、病院や水道事業施設など、本県が保有する全ての県有施設等について、老朽化の状況や利用状況、修繕・更新に要する経費等を把握し、長期的な視点をもって総合的・計画的に管理します。
- ◆ 県有施設の有効活用について
 - ・春江工業高校の閉校後に教育研究所、自治研修所を移転・集約するなど、用途の転用、施設の共用化により、施設の有効活用を図ります。
 - ・職員住宅を嶺南から嶺北の県内大学等に進学する学生に貸し出し、県内大学への進学を促進するなど、有効活用します。
- ◆ 国、市町との施設の相互活用について
 - ・国、市町との間で、空き施設や空きスペースの利用など、有効活用を進めます。

歳入の確保

- 地方税滞納整理機構での滞納徴収の強化、個人住民税の特別徴収の徹底等により県税徴収率を向上
- 核燃料税の更新、企業立地の促進等により、県税収入を安定確保
- 民間活用を拡大するなど、税外収入金の歳入確保
- 県での活用が見込まれない県有財産について、早期売却もしくは貸付により有効活用

- ◆ 県税徴収率の向上について
 - ・県税収入未済額の中で構成比の高い個人県民税の徴収強化等により、県税の徴収率を向上します。
(県税徴収率 平成26年度:97.7% → 平成30年度:98.1%)
- ◆ 県税収入の確保
 - ・核燃料に対する課税を継続し、引き続き安定した税収確保につなげます。
- ◆ 企業立地の促進等について
 - ・企業立地の促進や産学官金連携による県内企業のイノベーション推進など福井経済新戦略の実行等により、県税収入の増加につなげます。
- ◆ 税外収入金の歳入確保について
 - ・費用対効果を見極めながら、民間や外部専門家への業務委託、滞納金のコンビニ収納等を推進します。
- ◆ 県有財産の早期売却および有効活用について
 - ・職員住宅や県営住宅の跡地、旧住宅公社用地など、活用見込みのない県有財産については、早期売却や民間への貸付等を進めます。

特別会計・基金の見直し等による財源確保

- 基金等の本来の目的を精査し、必要性の低い資金を特別な財政需要に活用
- 人口減少対策や公共施設等の整備・運営に民間の資金、ノウハウを活用
- 「ふるさと納税」および「企業版ふるさと納税」による寄付を拡大

◆ 特別会計・基金財産の有効活用について

- ・特別会計や基金の必要性を改めて検証し、引き続き効果的な活用を図るとともに、必要性の低い資金については、特別な財政需要に積極的に活用します。

◆ 民間資金等の活用について

- ・人口減少対策や公共施設等の整備・運営に民間の資金、ノウハウ等を活用し、財政負担の軽減を図るとともに、より高いサービスの提供を実現します。

◆ ふるさと納税、企業版ふるさと納税について

- ・寄付者自らが具体的なプロジェクトを選択して応援する仕組みの導入等により、寄付者の増加につなげます。
- ・地方創生戦略の実行に、新設される「企業版ふるさと納税」を活用します。

歳出の合理化・重点化

- 高速交通開通アクション・プログラムを踏まえた公共事業等の重点実施
- 事業評価、公共事業一件審査等の充実により、事業を重点・効率化
- 医療費の適正化、介護予防の推進等により社会保障費の伸びを抑制
- 情報システムの統合・最適化、クラウドコンピューティング等により、運用経費を削減

- ◆ 公共事業・施設整備の重点化について
 - ・北陸新幹線敦賀開業、中部縦貫道全線開通の効果を県内全体に広げるための施設整備など、投資効果を踏まえて事業箇所を重点化するとともに、引き続き事業の低コスト化に努めます。
- ◆ 事業評価、公共事業一件審査等の充実について
 - ・成果指標による評価に基づきスクラップアンドビルドを徹底するとともに、国・市町との役割分担の明確化、連携事業の推進等により、効率的・効果的な事業の実現を図ります。
- ◆ 社会保障費の伸びの抑制について
 - ・医療費適正化計画の着実な実行や介護予防の推進等により、医療費や介護給付費等の社会保障費の伸びを抑制します。
- ◆ 情報システムの運用経費について
 - ・情報システムの統合・最適化、クラウドコンピューティングの活用促進等により、システム運用経費を平成26年度から10%削減します。

財政情報の公開促進

- 新たな地方公会計基準に基づく財務諸表や予算資料などの公表資料の充実
- 地方財政健全化法に基づく健全化判断比率の公表

◆ 新たな全国統一基準の地方公会計制度に基づく財務諸表など、県民にわかりやすい財政情報の充実に努めます。

◆ 地方財政健全化法(地方公共団体の財政の健全化に関する法律)に基づく健全化判断比率

	福井県 (H26 決算)	早期健全化基準	財政再生基準	全国平均 (H26 決算)
実質公債費比率	15.3%(全国 34 位)	25%	35%	14.1%
将来負担比率	171.1%(全国 16 位)	400%	—	192.3%

※早期健全化基準…基準値以上になると自主的な改善努力による財政健全化が義務付けられます。

※財政再生基準 …基準値以上になると国の関与による再生が義務付けられます。

※健全化判断比率には、このほか「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」がありますが、福井県は赤字団体ではないので、上記表には記載していません。

財政指標の目標

- 地方財政健全化法に基づく健全化基準の維持
- 県債残高の縮減
- 財政調整のための基金残高の確保

◆ 地方財政健全化法に基づく健全化基準の維持について

- ・北陸新幹線の整備等により県債発行の大幅な増加が予定される中、将来負担比率については現状の170%を超えないようにするとともに、実質公債費比率については自主的な県債発行が可能となる18%を下回る水準を維持します。

(平成26年度決算:将来負担比率171.1%(全国16位)、実質公債費比率15.3%(全国34位))

◆ 県債残高の縮減について

- ・高速交通開通アクション・プログラムに基づく投資的経費の重点化等による新規発行の抑制など、臨時財政対策債を除いた平成28年度当初予算時点の県債残高からの縮減に努めます。

(平成28年度当初予算県債残高 5,000億円 < 第三次行革プラン目標 5,100億円)

◆ 基金残高の確保について

- ・平成28年度当初予算時点の財政調整基金残高レベルを確保し、上積みをめざします。

(平成28年度当初予算基金残高 145億円 > 第三次行革プラン目標 130億円)

Ⅲ 組織・財政改革

◆ 財政収支見通し(平成27～30年度)

(単位：億円)

年 度		H27年度 2月累計	H28年度 当初予算	H29年度	H30年度
歳 入	県税、交付税等	2,876	2,874	2,980	3,100
	国庫支出金	747	715	720	690
	県債	584	574	550	590
	(うち臨時財政対策債)	255	203	200	200
	その他歳入	511	651	650	720
計 ①		4,718	4,814	4,900	5,100
歳 出	人件費	1,167	1,176	1,190	1,200
	公債費	835	785	820	810
	社会保障関係費	485	496	510	520
	投資的経費	992	1,041	1,030	1,030
	その他歳出	1,252	1,366	1,360	1,530
計 ②		4,731	4,864	4,910	5,090
財源不足額 ①－②(＝基金取崩額)		△13	△50	△10	10
財政調整のための基金残高		194	145	135	145

県債残高(臨時財政対策債を除く)	5,100	5,000	4,900	4,800
------------------	-------	-------	-------	-------

[財政収支見通しの基本的な考え方]

<歳入>

- 県税・交付税等・平成28年度予算額をもとに、地方消費税2%増分(平成29～30年度)等を加算
- 国庫支出金・・・平成28年度予算額をもとに、原子力災害制圧道路等の歳出見込みに連動した金額により算定
- 県債・・・・・・平成28年度予算額をもとに、投資的経費の歳出見込みに連動した金額により算定
- その他歳入・・・貸付金諸収入については平成28年度予算額を維持
その他については、歳出見込みに連動した金額により算定

<歳出>

- 人件費・・・・・・平成28年度予算額をもとに、第四次行財政改革実行プランを踏まえ算定
- 公債費・・・・・・既発行の県債の償還計画をもとに算定
今後発行の県債を借入金利2%として算定
- 社会保障関係費(福祉、医療、介護等)
・・・・平成28年度予算額をもとに、対前年度比2.8%増(国(総務省)試算)として算定
- 投資的経費・・・継続的な事業は、平成28年度予算額と同額で算定
北陸新幹線等大型プロジェクトについては、歳出見込みをもとに算定
- その他歳出・・・平成28年度予算額と同額で算定
税収関連交付金は、地方消費税の増収見込みに連動した金額により算定